

8 農業参入後の取組と対応

企業の取組

継続的な営農を可能にするため、地域や市町村との信頼関係構築に努めます。

関係機関との連携・情報交換

市町村に対して報告、連絡、相談など継続的に情報を提供するとともに、助言を受けながら営農しましょう。

地域の活動への参加

農地を適正に利用して営農することはもちろん、地域の行事に参加するなど、地元に根ざした農業経営を目指す必要があります。

農地の利用状況についての報告

企業が農地を借りている場合、農地の利用や営農状況について毎事業年度の終了後 3 か月以内に報告する義務があります。参入形態によって報告の方法が異なりますので、市町村農政担当課、農業委員会の指導を受けてください。

市町村の対応

受け入れた企業が農業経営を継続できるようにサポートするとともに、法令や協定の遵守について指導します。

営農状況の確認

農業経営基盤強化促進法等に基づく企業からの報告等によって、営農状況を確認してください。

企業の新規参入や借入面積の変更があった場合には、県調査「解除条件付き貸借による農地借入調査（毎月）」において報告してください。

企業からの相談の対応

技術的な課題や規模拡大などの相談について疑問がある場合は、県農林振興センターや(公社)埼玉県農林公社などの関係機関に相談してください。

違反がある場合の対応

法令や協定の違反があった場合には、必要な措置を講じるよう勧告します。勧告後の改善が認められない場合には、法令に基づき、貸借解除の手続きを進めてください。